

金融審議会第一部会

参考資料

平成 12 年 11 月 8 日

## 《目次》

|     |                            |   |
|-----|----------------------------|---|
| 1 . | 銀行法（抄） ~ 第 4 条、第 53 条      | 1 |
| 2 . | バーゼル・コア・プリンシプル（抄）          | 2 |
| 3 . | 銀行の親会社・主要株主等に対する規制（主要各国比較） | 3 |
| 4 . | 英国における適格性の基準               | 4 |
| 5 . | 邦銀の主な株主（5 %を超える株式を保有）の状況   | 5 |

# ○銀行法（抄）

昭五六・六・一  
法 五 九

最終改正 平一一・八・一三法一二五

## （営業の免許）

第四條 銀行業は、金融再生委員会の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2 金融再生委員会は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 申請者による銀行の業務の開始が、当該銀行の業務が営まれる地域における資金の供給状況、銀行その他の金融機関の営業状況その他経済金融の状況に照らして、金融秩序を乱すおそれがない等適當なものであること。

3 5 略

## （届出事項）

第五十三條 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、総理府令・大藏省令で定めるところにより、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

一 六 略

七 その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式（議決権のあるものに限る。次項において同じ。）が一の会社（銀行及び銀行持株会社を除く。）により取得又は所有されることとなつたとき。

八 略

2 3 略

バーゼル・コア・プリンシプル（抄）  
（実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則）

——バーゼル銀行監督委員会、1997年9月、日本銀行仮訳

原則3：免許付与当局は、免許付与の基準を設定し、一定の基準に満たない企業の申請を却下する権限を有していなければならない。免許付与のプロセスでは、最低限、銀行の株主構造、取締役及び上級管理職、業務計画及び内部管理、資本基盤を含めた財務状況の見積もりに対する評価を行わなければならない。提案されている所有者あるいは親会社が外国銀行である場合は、母国監督当局の事前の同意が得られているべきである。

原則4：銀行監督当局は、現存の銀行に対する主要な所有権や支配力を他の主体に移譲させる提案を点検し、棄却する権限を持っていなければならない。

銀行の親会社・主要株主等に対する規制（主要各国比較）

未定稿

| 項 目                      | アメリカ   | イギリス  | ド イ ツ   | フランス  |
|--------------------------|--|---|---|---|
| 株式の取得等により主要株主になることに関する規制 | 銀行持株会社（25%以上の議決権等）となるためには、FRBの事前の承認が必要。（議決権5%未満の場合は銀行持株会社でないものと推定。）<br>10%以上の議決権取得等は、一定の場合に事前の届出が必要。 | 議決権の一定割合（10、20、33、50、75%）以上を保有する場合等は、監督当局への事前の届出が必要。（5%以上の取得は7日以内に要届出。）<br>事前届出を受けた監督当局は、不相当と認めるときは3ヶ月以内にその株式の取得等を禁止することができる。   | 議決権の一定割合（10、20、33、50%）以上を保有する場合等は、監督当局への事前の届出が必要。<br>届出を受けた監督当局は、不相当と認めるときは3ヶ月以内にその株式の取得等を禁止することができる。   | 議決権の一定割合（10、20、33%）以上を保有する場合等は、監督当局の事前の許可が必要。（5%以上の取得は直ちに要届出。）  |
| 審査基準                     | 銀行持株会社となる承認は、競争政策上の観点の他、銀行持株会社及び銀行の財政的・経営的資源、将来展望、地域における便益と必要を総合的に勘案した上でなされる。                        | 監督当局が、届出者による株式の取得等を不相当と認める場合は、次の条件を満たさないとき。<br>主要株主になろうとする者が当該銀行の主要株主として適格である。（fit and proper）<br>銀行の預金者の利益が、主要株主によって脅かされない。<br>その者が主要株主になっても、堅実な銀行業務の遂行、最低自己資本水準の維持を満たす等 | 監督当局が、届出者による株式の取得等を不相当と認める場合は、次の通り。<br>届出者が信頼に乏しく、又は銀行の健全性確保の観点から、ふさわしくない場合<br>届出者と銀行が結びつくことが、銀行に対する有効な監督に支障となる場合<br>株式の取得等により銀行が銀行監督体制の整っていない外国の金融機関の子会社となり、有効な監督が行えない場合 | 許可の審査基準は、銀行の新設に際しての免許基準と同じであるとされている。<br>監督当局による許可審査は、次のようなことを考慮し、ケースバイケースで判断を行っている。<br>・株主の性格（資金需要の有無等）<br>・株主と銀行との業務上、資本上の提携関係の有無等 |
| 主要株主に対する監督当局による報告徴求      | FRBは、銀行持株会社に対し報告徴求権限を有する。  | 監督当局は、5%以上株主、主要株主や主要株主になろうとする者に対し報告徴求権限を有する。  | 監督当局は、主要株主や主要株主になろうとする者に対し報告徴求権限を有する。   | 金融機関は、主要株主についての財務情報を監督当局に毎年報告しなければならない。   |
| 主要株主に対する監督当局による検査        | FRBは、銀行持株会社に対し検査権限を有する。  | 監督当局は、親会社等に対し検査権限を有する。  | 監督当局は、主要株主や主要株主になろうとする者に対し検査権限を有する。   | 監督当局は、銀行の直接・間接の支配者に対し検査権限を有する。  |

（注1）この表中「主要株主」とは、原則として議決権の10%以上を保有する者をいう。

（注2）各国の制度は、主として法令による規制を摘記したもの。

〔 英国における適格性の基準 〕

免許のための最低限満たされるべき基準（取締役等の適格性）

（第1項）銀行の取締役、支配者\*、他の役職員である者、又はこれらの地位に就こうとする者は、当該地位に就くことについて適格（フィット・アブ・プロパー）な者でなければならない。

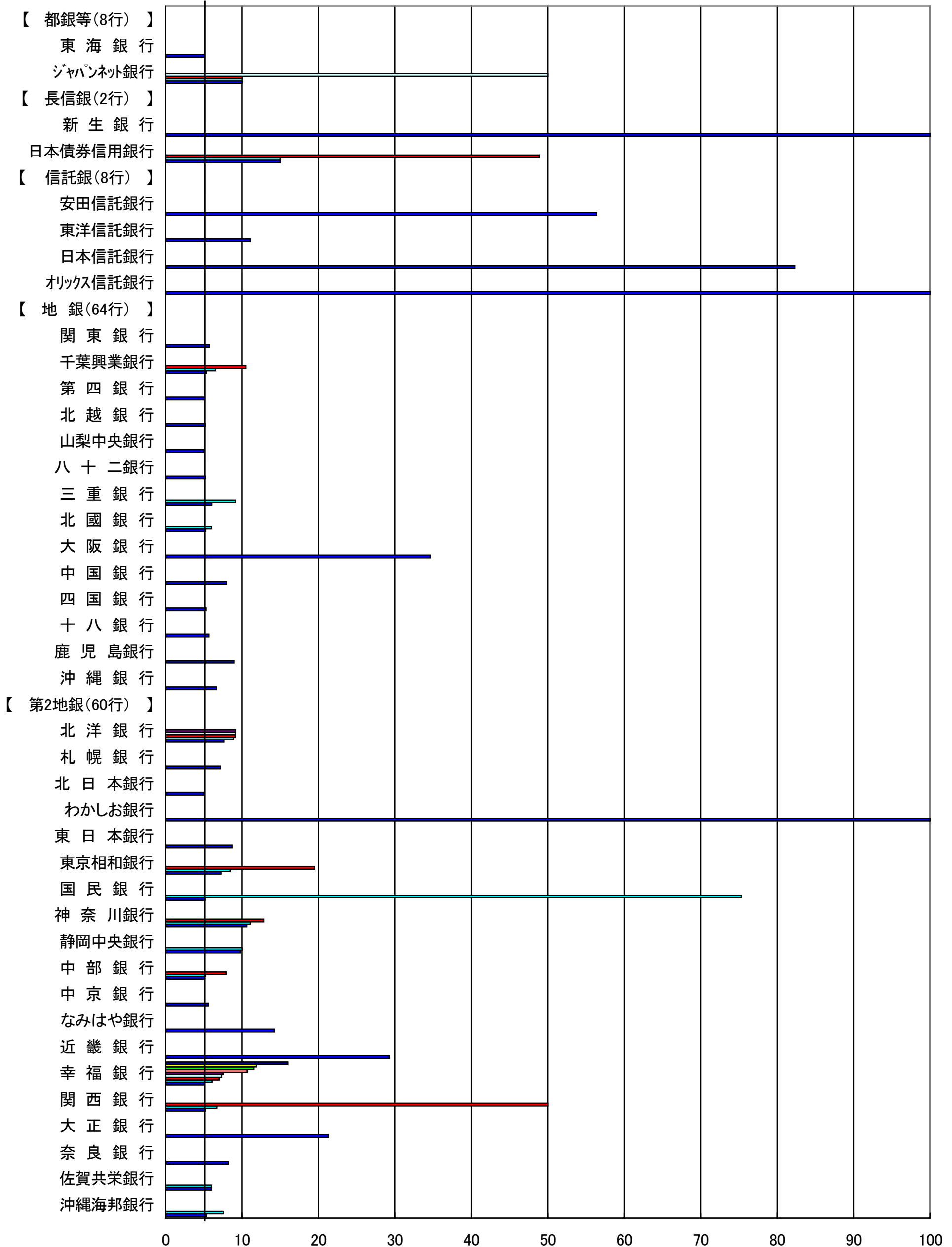
\* 業務執行取締役、最高責任者、10%以上の株主等。

（第2項）ある者が特定の地位に就くことに適格であるか否かを判断するに当たっては、清廉さ、当該地位の責任を果たす上での能力及び判断の堅実さ、当該責任を果たす際の勤勉さ、その地位に就くことにより当該銀行の預金者又は潜在的な預金者の利益がいかなる態様によるものであれ脅かされることはないか、が考慮されるものとする。

（第3項）以上の一般的な規定にかかわらず、当該人物の一般事業・金融業における従前の行為や活動状況、特に以下の事実がないかを考慮することができる。

- a. 詐欺その他の不正、暴力行為が関係する違法行為を行ったことがあるか。
- b. 銀行、保険、投資等の金融サービスの提供や企業経営に関与する者の詐欺、無能力、不正によりもたらされる金銭的損失、破産処理によりもたらされる金銭的損失に対して、国民を保護するために設けられたと考えられる法律等の規定に違反したことがあるか。
- c. 当局が詐欺的、脅迫的、又は（合法か否かを問わず）不適切であると考える事業活動や、その者の事業運営の方法が信頼できないものであることを示す事業活動に関与したことがあるか。
- d. その者の能力や判断の堅実さについて疑いを持たせるような事業行為に関与又は参加し、もしくは自らそのような行動をとったことはあるか。

## 邦銀の主な株主(5%を超える株式を保有)の状況



(注)

- 上記計数は、平成12年3月期末現在のもの(有価証券報告書及び公表資料による)。  
ただし、ジャパン・ネット銀行(平成12年9月19日設立)、日本債券信用銀行は12年9月末時点を追加。
- 子会社信託(オックス信託銀行を除く)、外資系信託及び銀行持株会社の子銀行(一勧、富士、興銀)、更に、行員、従業員持株会が5%を超える株式を保有している銀行を対象から除いている。